

**令和3年度
松江市原子力防災訓練**

《松江市実施要領》

松 江 市

令和3年度原子力防災訓練

【松江市】

《目的と経緯》

松江市地域防災計画、松江市原子力災害広域避難計画等に基づき、原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図る。

今年度の訓練は、2県6市の合同訓練として、感染症流行下の厳冬期において、大規模な地震発生 の想定と、原子力発電所事故との複合災害時における初動対応訓練や災害対策本部設置運営訓練を実施する。

併せて、関係機関等への情報伝達訓練、ケーブルテレビでの原子力広報番組の放送や SNS 等を使用した広報活動訓練を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民の参加する訓練は実施しない。

《実施日時》

令和4年2月2日（水） 8：30～14：00

※PAZ 内学校等の緊急退避訓練は令和3年11月27日（土）に実施

《実施場所》

松江市役所本庁、支所（鹿島支所・島根支所）、公民館、市立女子高、市立小中学校及び義務教育学校、幼稚（保）園、保育所（園）、島根原子力発電所 等

《参加機関》（順不同）

松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会、山陰ケーブルビジョン(株)、中国電力(株)、(福)しらゆり会、(福)坪内宝珠会、(福)ねむの木福祉会、(福)湖朋会、(福)嵩見保育所、(福)島根県社会福祉事業団、(福)比津ヶ丘保育園、(福)松江福祉会、(福)みずうみ、(福)松生会、(福)ナザレン愛児会、(公財)鉄道弘済会、(福)松尾保育所、(福)みつき福祉会、(福)みどり愛児会、(福)恵泉会、(福)虹の子福祉会、(福)上口福祉会、(福)松江福祉公社、(福)チャイルド福祉会、(福)恵生会、(福)竹矢福祉会、(福)ひよし福祉会、(福)乃木愛育会、(福)袖師保育所、(福)つわぶき、(学)朋和学園、(福)玉依会、(福)たけかや福祉会、(福)玉造厚生会、(福)はなぶさ、国立大学法人島根大学、日本赤十字社、(独)国立病院機構松江医療センター、医療法人創健会、バンボハウス、(独)玉造病院、(株)ニチイ学館、(株)一畑電気鉄道株式会社、(株)蒼の地球、島根県、松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市上下水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院 等

《訓練想定》

『新型コロナウイルス感染症流行下の厳冬期、島根原子力発電所2号機（定格出力82万キロワット）において、定格熱出力一定運転中、島根県東部を震源とする地震（松江市内で震度6弱）が発生し、原子炉が自動停止した。なお、この地震による津波は発生していない。

その後、送電線の故障が生じたことから外部電源が喪失し、原子炉給水ポンプ全台の停止（電源喪失）により警戒事態に該当する事象（原子炉給水機能の喪失）が発生した。

その後、残留熱除去系ポンプ（A）、原子炉隔離時冷却系ポンプ、非常用ディーゼル発電機の故障による警戒事象（警戒事態）が発生し、さらに高圧炉心スプレイポンプの故障により原災法第10条事象（施設敷地緊急事態）に該当する事象（原子炉注水機能喪失のおそれ）が発生した。

また、2月4日に、残留熱除去系ポンプ（B）の故障により原災法第10条事象（施設敷

地緊急事態)に該当する事象(残留熱除去機能の喪失)が発生した後、残る残留熱除去系ポンプ(C)が故障したことにより、原災法第15条事象(全面緊急事態)に該当する事象(原子炉注水機能の喪失)が発生した。

その後、放射性物質が環境中に放出され、2月6日にUPZの一部地区において、OIL2基準を超過する見込みと特定された。』という想定のもとで、訓練を行う。

注1) 上記の事象想定は、原子力防災訓練の実施にあたって、住民避難が必要となる事象を想定する必要があることから、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策(高圧発電機車やガスタービン発電機等の整備)や号機間の電源融通等は考慮せず、また、安全上重要な設備が次々に故障し、復旧しないという厳しい仮定をしている。

注2) 警戒事象(警戒事態)・・・原子力事業者防災業務計画に定める国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「警戒事象」は、「給水機能の喪失(AL22)」、「除熱機能の一部喪失(AL23)」などを想定。

注3) 原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)・・・原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「特定事象」は、「原子炉注水機能喪失のおそれ(SE22)」、「残留熱除去機能の喪失(SE23)」などを想定。

注4) 原災法第15条事象(全面緊急事態)・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

今回の訓練でいう「異常な事象」は、「原子炉注水機能の喪失(GE22)」などを想定。

注5) OIL2(運用上の介入レベル)・・・空間線量率が $20\mu\text{sv/h}$ を超過した地区を対象に、早期防護措置を講じるため、住民等を1週間程度以内に一時移転、地域生産物の摂取制限を判断する基準。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となって行う訓練

1. 初動対応訓練

発電所から原子力災害対策指針等に基づく連絡や、国からの警戒事態発生等の連絡を受け、関係箇所への各段階に応じた通信連絡等を行う。

(1) 内部組織での通信連絡訓練

原子力災害対策指針に基づく連絡受信後、会議構成員、企業局、支所等への通信連絡を行う。

(2) 外部機関との通信連絡訓練

島根オフサイトセンター、島根県、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用回線等を使用した通信連絡等を行う。

2. 災害対策本部設置運営訓練

感染症流行下の厳冬期において、大規模な地震と原子力発電所事故との複合災害を想定し、災害対策本部の設置や、各段階における市のとるべき措置等の検討を行う。なお、感染症の流行がより厳しい状況であることを想定して、本庁以外の部局とウェブ会議等を利用した場合の会議の成立性及び指示事項の伝達への適用性を確認する。

(1) 本庁における災害対策本部設置運営訓練

全面緊急事態該当事象発生時の対応として、国・県とのテレビ会議への参加や、災害対策本部会議による災害関連情報の共有、市のとるべき措置等についての検討を行う。会議決定事項等は支所災害対策本部、島根県、全企業局、消防本部等へ伝達する。

同様に、市内の一部地域においてOIL2基準を超過したことへの対応として、国・県とのテレビ会議への参加や災害対策本部会議による情報共有、市のとるべき措置等についての検討を行う。

(2) 鹿島・島根支所における支所災害対策本部設置運営訓練

全面緊急事態において、本庁の災害対策本部会議における会議決定事項や災害関連情報等をウェブ会議等により共有し、支所現地災害対策本部において、実施すべき措置等について検討する。

3. 広報活動訓練

(1) 住民への広報訓練

市が持つ複数の広報媒体を活用し、災害発生時や避難指示等の実施時において、住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

【広報手段】

松江市行政情報告知システム（おしらせ君）、防災メール、松江市 HP、松江市防災情報 twitter、外国人向け Facebook、ケーブルテレビ、スマホアプリ、Youtube

※国際文化観光都市という地域特性から、外国人向け Facebook では英語を交えて実施する。

【対象地区】

全市域

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

4. 関係機関等への情報伝達訓練

市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施する。

※幼稚（保）園・保育所（園）等、公民館、松江市町内会・自治会連合及び消防団への情報伝達訓練は2月2日（水）に実施する。

※学校、観光施設等への情報伝達訓練は2月中旬までの間に実施する。

(1) 学校、幼保施設

学校での訓練においては、松江市教育委員会から、防災行政無線等を活用した緊急時通報訓練を実施する。

幼保施設での訓練においては、松江市から、防災行政無線等を活用した緊急時通報連絡訓練を実施する。

【対象校】

(高 校) 市内全市立高校・・・(全1校)

皆美が丘女子高

(中学校) 市内全市立中学校・・・(全14校)

湖北中、島根中、第一中、第二中、第三中、第四中、本庄中、湖南中、湖東中、美保関中、宍道中、宍道中大野原分校、八雲中、東出雲中

(小学校) 市内全市立小学校・・・(全28校)

古江小、法吉小、島根小、城北小、秋鹿小、持田小、内中原小、大野小、母衣小、川津

小、中央小、雑賀小、乃木小、津田小、本庄小、朝酌小、古志原小、大庭小、竹矢小、美保関小、来待小、忌部小、来待小大野原分校、八雲小、宍道小、出雲郷小、揖屋小、意東小

(義務教育学校) 市内全義務教育学校・・・(全3校)

八束学園(前期・後期)、玉湯学園(前期・後期)、島根大学附属義務教育学校(前期・後期)

(幼稚(保)園) 市内全市立幼稚園他・・・(全24園)

古江幼、城北幼、秋鹿幼、城西幼保、持田幼、大野幼、母衣幼、川津幼、中央幼、雑賀幼、津田幼、朝酌幼、古志原幼、大庭幼、忌部幼、たまゆ幼稚園、やくも幼保、出雲郷幼、揖屋幼、意東幼、幼保園のぎ、しんじ幼保、島根大学附属幼、松江暁の星幼稚園

(保育所(園)) 市内全市立保育所(園)他・・・(全99所(園))

城東保育所、たまちこども園、たまち乳児保育園、たまち母衣保育園、しらゆり千鳥保育園、あおぞら保育園、にじいろ保育園、おひさま保育園、育英北幼稚園、ニチイキッズ楽山保育園、笑美保育所、しらゆり第2保育園、嵩見保育所、しらとり保育所、比津ヶ丘保育園、融合乳児園、融合こども園、わらべのその、法吉保育所、みずうみ保育園、みずうみ第2保育園、みのり黒田保育園、ひらぎの保育園、浜佐田保育園、みのり保育園、みのり乳児保育園、ふたば第一こども園、ふたば第二こども園、本庄保育所、御津保育所、恵曇保育所、マリン保育所、野波保育所、美保関西保育所、美保関東保育所、やつか保育園、白湯保育所、松江ナザレン保育園、松江認定こども園、松原保育園、まつお保育園、みつき保育園、みつき乳児保育園、みつき中央保育園、みどり保育所、愛恵保育園、虹の子保育園、運動公園前保育所チャイルド、ふたば第四こども園、こぼと保育園、こぼと小規模保育園、なかよし保育園、みつき古志原保育園、しらゆり第3保育園、わかたけ保育園、ひよし第2保育園、袖師保育所、のぎこども園、乃木保育所、みつき田和山保育園、みつき田和山夜間保育園、みつき田和山第2保育園、ふたば第三こども園、なの花保育園のぎ、育英保育園、育英幼稚園、しらゆり保育園、なの花保育園、つわぶきこども園、シオンこひつじ保育園、揖屋保育園、意東保育園、出雲郷保育園、錦新町保育園、みつき出雲郷保育園、みつき出雲郷第2保育園、たけかや保育園、ひよし保育園、湯町保育園、玉湯さくら保育園、第2玉湯さくら保育園、松江赤十字病院保育所、国立病院機構松江医療センターさくら保育園、松江市立病院院内保育所たわやまっこ、社会福祉法人みずうみ企業内保育園、まがたまキッズ、ニチイキッズまつえ上乃木保育園、松江北ひまわり保育園、キッズいちばた、松江南ひまわり保育園、つむぎ保育園、本のほいくえん、あいぐらん保育園松江殿町、バンボハウス、あいあいルーム(子育て支援センター)、あおのほし、いっしょに子育て研究所、ココアンネ土曜保育、アップルリーフ英会話学校

(学校施設・幼保施設合計全169施設)

(2) 公民館

松江市から、各公民館へ、防災行政無線等を活用した緊急時通報連絡訓練を実施する。

【対象】

川津公民館、朝酌公民館、本庄公民館、持田公民館、城東公民館、城北公民館、城西公民館、法吉公民館、生馬公民館、古江公民館、秋鹿公民館、大野公民館、雑賀公民館、朝日公民館、白湯公民館、乃木公民館、忌部公民館、竹矢公民館、津田公民館、大庭公民館、古志原公民館、鹿島公民館、島根公民館、美保関公民館、八雲公民館、玉湯公民館、宍道公民館、八束公民館、東出雲公民館

(全29公民館)

(3) 松江市町内会・自治会連合会

松江市から、各松江市町内会・自治会連合会長へ、各会長宅に設置してあるFAX、電

話等を活用した情報伝達訓練を実施する。

【対象地区】

城東地区、城北地区、城西地区、白湯地区、朝日地区、雑賀地区、津田地区、古志原地区、川津地区、朝酌地区、法吉地区、竹矢地区、乃木地区、忌部地区、大庭地区、生馬地区、持田地区、古江地区、本庄地区、大野地区、秋鹿地区、鹿島地区、島根地区、美保関地区、八雲地区、玉湯地区、宍道地区、八束地区、東出雲地区

(全29地区)

(4) 消防団

松江市消防本部から消防団メールシステム登録者に対し、メールによる情報伝達訓練を実施する。

【対象】

消防団長、各方面団長、団員等

(5) 観光施設等

松江市から、(一社)松江市観光協会及び市所管観光施設の指定管理者へ、一斉送信FAX等を活用した緊急時情報伝達訓練を実施する。

【対象】

(一社)松江観光協会、(株)山陰中央新報社、(株)一畑パーク、忌部空山地域振興協議会、鹿島町産業振興協同組合、北陽ビル管理(株)、(株)サンライズ美保関、美保関観光(株)、(株)玉造温泉ゆうゆ、(一財)宍道湖西岸森と自然財団、(株)きまち湯治村、合同会社八雲振興、NPO法人東出雲まちの駅女寅、合同会社ホットランドやくも

(全14機関)

5. PAZ 内学校等の緊急退避訓練

(1) 緊急退避措置及び生徒等の保護者への引渡し

PAZの幼稚園、小学校、中学校(7校(園))を対象に市広域避難計画に基づく、緊急退避措置の手順の確認・検証、学校等及び保護者の緊急退避措置への理解促進を目的として、訓練を実施する。

【内容】

- ・市と学校等の双方向、学校等から保護者への情報連絡訓練を実施。
- ・施設敷地緊急事態において各学校等から緊急退避所への緊急退避を実施。
- ・緊急退避所での生徒等の保護者への引渡しを実施。

【訓練対象】

- ・佐太幼稚園、講武幼稚園、恵曇小学校、佐太小学校、鹿島東小学校、生馬小学校、鹿島中学校の生徒等約165名及び教職員並びに保護者。
- ※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、小・中学校の対象者を小学3・4年生、中学2年生に限定する。

【緊急退避所】

- ・松江市総合体育館

☆国、県及び中国電力等が主体となって行う主な訓練

1. 初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)【県庁、OFC、市役所本庁及び各支所】

- ・複合災害時における国及び自治体関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、併せて通信連絡訓練を行う。
- ・県、市において災害対策本部を設置するとともに、事態の進展に応じた活動を行う。

2. 緊急時モニタリング訓練

- ・原子力災害発生時の緊急時モニタリング体制が迅速に確立できるよう、異常事態発生から施設敷地緊急事態に至るまでの間の初動対応訓練を実施。
- ・放射性物質放出後のモニタリング活動について、「島根県緊急時モニタリング計画」及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」に定める手順の確認・習熟を目的として、モニタリング実動訓練を実施する。

3. 学校等への通信連絡訓練

- ・学校等での緊急時の通信連絡手順等を確認し、災害時における児童等の安全確保対策の円滑な実施を図るため、県立学校及び関係4市教育委員会に対する情報伝達訓練を実施する。

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。